

高齢者日常生活自立度判定基準表

区分		認定基準		
		障害高齢者（寝たきり度）の日常生活自立度	認知症高齢者の日常生活自立度	要介護度
該当	特別障害者に準ずる者	<p>C 一日中ベット（床）上で過ごし、排せつ、食事、着替えにおいて介助を要する者</p> <p>B 屋内での生活は何らかの介助を要し、日中もベッド（床）上での生活が主体であるが、座位保つことができる者</p>	<p>M 著しい精神症状や問題行動、あるいは重篤な身体疾患がみられ、専門医療を必要とする者</p> <p>IV 日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、介護を必要とする者</p> <p>III 日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする者。</p>	要介護4以上
	障害者に準ずる者	<p>特別障害者に該当しない者であって、以下の基準以上に該当する者</p> <p>A 屋内での生活は概ね自立しているが、介助なしには外出できない者</p>	<p>特別障害者に該当しない者であって、以下の基準以上に該当する者</p> <p>II 日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる者</p>	要介護1以上
非該当		<p>J 何らかの障害等を有するが、日常生活はほぼ自立しており、独力で外出できる者</p> <p>自立</p>	<p>I 何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にはほぼ自立している者</p> <p>自立</p>	